

中小企業の経営革新と連携組織の
活性化を応援する活性化情報誌

ちば 中小企業 ば 2024 4

Contents

- 3 活動予定／トピックス
- 4 特集～経営のヒント～
- 6 全国先進組合事例
- 7 組合Q&A
- 8 景況
- 10 ご案内
- 12 インフォメーション
- 13 中央会だより



表紙写真／©（公社）千葉県観光物産協会／提供（公社）千葉県観光物産協会

■バックナンバーをWeb版でご覧になれます

バックナンバーをご覧になりたい場合、右のQRコード及び以下のURLから見る您可以通过。
URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>



令和6年度 中央会の主な活動予定

月日	曜日	内 容
5/9	木	令和6年度監事会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「千葉中央駅前ビル5階 会議室」
5/17	金	令和6年度第1回正副会長会議 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
5/17	金	令和6年度第1回理事会 時間：午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/4	火	専門委員会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/25	火	第68回通常総会 時間：午後3時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
10/24	木	第76回中小企業団体全国大会 場所：福井県福井市「フェニックスプラザ」

◎お問合せは、本会総務部までお願いいたします。(☎ 043-306-3281)

■お知らせ

✓ **組合住所等に変更がありましたら本会までご連絡下さい。**

本会の会員名簿の記載事項に変更があった場合は、本会総務部までご連絡下さい。

①組合名、②連絡先住所・郵便番号、③代表者氏名、④組合員数、⑤出資金額、⑥電話番号、⑦ファックス番号、⑧Eメールアドレス

また、4月には名簿調査を予定しておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

千葉県中小企業団体中央会

組合運営講習会 を下記の通り開催します。

令和6年4月26日(金) 13:00～17:00(予定)

会場：TKPガーデンシティ千葉

千葉市中央区問屋町1-45 4階「カノン」

組合では毎事業年度終了後に決算を行い、通常総会を開催した上で、所管行政庁への届出等が必要となります。組合に求められる決算処理方法や一連の事務手続きは、一般的な株式会社等とは異なるものが多く、関係法令に基づく正しい知識の習得が必須となります。

本会では、組合に必要な事務手続き・決算処理等の理解を深めていただくため組合運営講習会を開催いたします。

組合役職員の方々にはぜひご出席をいただきますようご案内申し上げます。

◎お問い合わせは本会設立支援部まで (Tel 043-306-3285)

経営のヒント

中小企業がDXを推進すべき理由とポイント…

メディア企業の視点から

1. 中小企業におけるDXの必要性

近年、デジタル技術の発展は目覚ましく、あらゆる産業においてDX（デジタルトランスフォーメーション）が重要な取り組みとなつていきます。大企業だけでなく、中小企業にとってもDXは喫緊の課題であり、積極的に取り組むべき理由は以下の4つが挙げられます。

1 つめは「競争力強化」です。デジタル技術を活用することで、業務効率化や新たなビジネスモデルの創出が可能となり、競争力を強化することができます。特に、顧客接点のデジタル化は、顧客満足度向上や新規顧客獲得に効果的です。

2 つめは「人材不足対策」です。デジタル化によって単純作業を自動化することで、人材不足解消につながります。また、テレワークやリモートワークなどの働き方を

導入することで、優秀な人材の確保・定着にも役立ちます。

3 つめは「経営リスクの低減」です。自然災害やパンデミックなどのリスクに備え、事業の継続性を確保するためにも、DXは重要です。クラウドサービスなどを活用することで、BCP（事業継続計画）の強化にもつながります。

4 つめは「コスト削減」です。デジタル化によって紙の使用量や印刷コスト、移動コストなどを削減することができます。また、業務効率化によって、人件費の削減にもつながります。

特に中小企業は、大企業に比べて競争力や人材確保の面で弱みがあります。そうした状況を踏まえ、と中小企業こそDXに積極的に取り組み、上記のようなメリットを享受するのが望ましいと考えられます。

中小企業は大企業と比べて組織や業務プロセスがシンプルなので、少ないリソースでDXを推進できるとも考えられます。また、意思決定が迅速に行えるため、新しいアイデアをすぐに実行に移すことができます。



2. メディア企業から見たDX

メディア企業は、情報発信や広告宣伝など、情報流通を担う重要な役割を担っています。DXを推進することで、以下の4つのメリットを得ることができます。

1 つめは「情報収集・分析の効率化」です。AI（人工知能）やビッグデータ分析などを活用することで、膨大な情報から効率的に必要な情報を見つけ出し、分析することが可能です。

2 つめは「コンテンツ制作の効率化」です。デジタルツールを活用することで、コンテンツ制作の効率化・高品質化を実現することができます。

3 つめは「新たな収益源の創出」

です。デジタル技術を活用した新たなサービスやビジネスモデルを創出することで、新たな収益源を確保することができます。

4 つめは「顧客との接点強化」です。SNSや動画配信サービスなどを活用することで、顧客との接点を強化し、顧客エンゲージメントを高めることができます。

実際、千葉県のメディア企業・千葉日報社でも、もともとは新聞発行だけを行っていましたが、デジタル環境の進展に合わせ、ニュースサイト「千葉日報オンライン」の運営にも力を入れています。

ニュースサイトとYahoo! ニュース、LINEニュースなどの外部ニュースプラットフォームの連携、X(旧Twitter)などのSNS運用といったデジタル活用を通して、新たな収益源の確保や顧客との接点強化を実現しています。

3. 中小企業がDXを推進する際のポイント

では、中小企業がDXを推進する際にどんなポイントがあるのでしょうか。さまざまな要素がありますが、ここでは大きく5つのポイントを挙げます。

1 つめは「経営層のコミットメ



ント」です。DXを成功させるためには、経営層のコミットメントが不可欠です。経営層自身がDXの重要性を理解し、積極的に推進していく必要があります。

2つめは「具体的な目標設定」です。DX推進の目的や目標を明確に設定し、具体的な計画を策定する必要があります。目標設定が適切でないと、やみくもにデジタルツールばかりが増えてしまい、利用側に混乱が生じる懸念もあります。

3つめは「人材育成」です。DXを推進するためには、デジタル技術を使いこなせる人材が必要で、社内研修や外部講師による研修などを活用し、従業員のデジタルスキルを向上させる必要があります。

ます。

4つめは「ツールの活用」です。DXを推進するためには、さまざまなデジタルツールを活用することができ、クラウドサービスや業務管理ツールなどを活用することで、効率的にDXを進めることができます。

5つめは「外部パートナーの活用」です。DX推進に必要なスキルやノウハウがない場合は、外部パートナーを活用することも有効です。コンサルティング会社やシステム開発会社などに支援を依頼することで、スムーズにDXを進めることができます。

4. **メディア企業が支援できること**

最後に中小企業がDXを推進するにあたり、メディア企業が支援できることをお伝えしたいと思います。メディア企業は、情報発信や広告宣伝など、情報流通を担う役割を活かして、中小企業のDX推進を支援することができます。

ひとつは、自社メディアだけでなくセミナーやイベントなどを開催し、中小企業経営者や従業員に対してDXに関する情報を発信することができ、DX実践の成

功事例などを紹介することで、中小企業のDX推進を促進につなげていくことができます。

もうひとつは、コンサルティングサービスです。前節でも触れたようにデジタルに強い人材を社内育成するには時間がかかり、メディア企業としてDX推進に関するコンサルティングサービスを提供することで、中小企業のDXを支援することができます。

例えば弊社千葉日報デジタルでは、「情報発信」「広報」にデジタルをいかに活用するかという視点で、中小企業のDXをサポートするコンサルティングサービスを展開しています。こうした専門的な知見やノウハウを活用すると中小企業のDXが進みやすくなります。

5. **もちろんAIの活用も...**

ここまでお読みいただきありがとうございます。実はこの原稿は、「Googleの生成AI「Gemini」(旧Bard)とともに執筆しました。社内での報告書や議事録のまとめ、企画書の基礎データ収集など、AIを活用できる場面は多々あります。

DXというと大がかりな取り組みにも感じられますが、まずは



日々の業務にこうしてAIを取り入れるなどすることもDXの第一歩目になります。適正に活用し、業務効率化につなげていくと良いでしょう。

(株式会社千葉日報デジタル
取締役・中島悠平)

DXとは、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客やニーズをもとに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確率すること」(経済産業省「DX推進ガイドライン」(2018))

テーマ

特徴ある活動

もっと自由でもっと新しい列車活用プロジェクト

福岡ウエディングプロジェクト

新たな視点でウエディング業界の課題の核心に触れる戦略立案を行ったことや初の取り組みであっても協力を募りながら臨機応変に取り組んだことが、成功の要因といえる。

背景・目的

福岡ウエディング協同組合は発足以来、婚礼関連事業のサポート推進に取り組んできた。本事業に至るきっかけは2020年、コロナ禍で全国約24万組のカップルが挙式できずおらず、ウエディング業界が大打撃を受けたことに端を発する。何とか業界に希望の光を当てたいとの思いから常識に捉われない挙式方法を探る為、平成筑豊鉄道株式会社のレストラン列車に着目し、列車内での挙式というウエディングのカタチにたどり着いた。

取組みの手法と内容

まず初めに解決すべき問題の整理を行った。

近年の挙式は「他とは違う特別な結婚式」が望まれ、「形式的な挙式ならわざわざ行わなくても構わない」といった風潮が見られている。コロナ禍で感染予防に重きを置く画一的な結婚式の現状に理想とギャップがあるのだと考えた。言い換えれば、挙式方法の限られた選択肢がウエディング業界の見直すべき課題であるといえる。そこで同組合は、これらを解決するべく挙式に対する固定観念を見直す決意をした。コロナ予防と新挙式スタイルの条件を満たすために平成筑豊鉄道株式会社と協力を打診し、式場には同社が所有するレストラン列車「ことごと列車」を選んだ。また挙式にかかる費用は福岡県中小企業団体中央会の独自事業である「組合チャレンジ支援事業」を活用し、JT B北九州支店を含む4者で2021年にプロジェクトを発足させた。挙式カップルの選考に苦

労したが、鉄道好きのデジタルコンテンツに情報を掲載したことで県外の方の参加に成功した。感染対策として参加者を少人数に制限し、式の模様を撮影してスマートフォンに映像配信する工夫も行った。直方駅から行橋駅を巡る約3時間半は、うつろう車窓からの風景をこれから歩む夫婦の道と重ね合わせる情緒溢れる旅となり、一



「ことごと列車」でのウエディングの様子



地元新聞にも取り上げられた。

般の式場では成しえない業界の課題を解決する特別なウエディングを実現したのである。

成果とその要因

同組合の挑戦が功を奏し、カップルからは大変ご満足いただいた。また結婚式の料理や贈り物には沿線市町村のものを採用し、その際に地元企業からの惜しみない協力を得られたことも成功の要因といえる。「ことごと列車」の挙式は地域の活性化にもつながる付加価値的効果を秘めており、更なる可能性を実感できた取り組みとなった。

福岡ウエディング協同組合

住所：〒810-0041
福岡県福岡市中央区
大名2丁目3番3号
設立：平成29年7月
出資金：50千円
URL：<https://www.fukuoka-wedding.com/>
業種：婚礼サービス業・小売業ほか
組合員：5人

組合 Q & A

中小企業組合運営が害されないための中小企業組合のガバナンス制度について

Q=中小企業組合を実質的に支配している者が、中小企業組合運営において独断、暴走、あるいは背任したり、逆に無関心であるときなど、中小企業組合運営がこれらにより害されないため、中協法にはどのような規定がありますか？

[A] 中協法は、「役員」や「代表理事」の行為が適正であることが確保されるように、次のように規定しています。

- 1) 役員は、定款の定めるところにより総会において選挙され、その選挙権は、定款で別に定めている場合の協業組合を除き、組合員が出資額に抛らず1人1票を持つこと（中協法第11条第1項）。
- 2) 役員の任期が制限されていること（理事は2年以内、監事は4年以内で定款に定める期間）（中協法第36条）。
- 3) 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のために忠実にその職務を行わなければならないこと。それに対し、監事は理事の職務の執行を監査する権限を有し（監査権限限定組合を除く）、組合員は、理事の法令や定款等に対する違反行為に対し、行為をやめることを請求することができること（中協法第36条の3）。
- 4) 理事会の決議は、議決に加わることでできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うこと。また、理事会の決議にあたり、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできないこと（中協法第36条の6）。
- 5) 理事が組合と契約等を行う場合、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこと（中協法第38条第1項）。
- 6) 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこと（中協法第38条の2第1項）。
- 7) 理事は、監事の監査を受けたくて理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書について、監事の意見を記載した書面を添えて総会の承認を求めなければならないこと（中協法第40条）。
- 8) 組合員は、総組合員の100分の3（これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上の同意を得て、会計帳簿等の閲覧等を請求することができること（中協法第41条第3項）。
- 9) 組合員は、総組合員の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上の連署をもって、役員の変更を請求することができ、総会において出席者の過半数の同意により、その請求に係る役員は、その職を失うこと（中協法第42条第1項）。
- 10) 組合員は、総組合員の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上の同意を得て、総会の招集を請求することができ、理事が総会招集の手続きをしないときは、行政庁の承認を得て組合員が総会を招集することができること（中協法第47条第2項、第48条）。
- 11) 定款変更、規約等の設定または改廃、毎事業年度の収支予算および事業計画の設定または変更等は、総会の議決を必要とし、その議決権は、定款で別に定めている場合の協業組合を除き、組合員が出資額に抛らず1人1票を持つこと（中協法第47条第2項）。
- 12) 理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないこと（中協法第53条の2）。
- 13) 組合員等は、次の場合、総会の決議の日から3ヶ月以内に当該決議の取り消しを請求することができること（中協法第54条で準用する会社法第831条）。
 - ① 総会の招集や決議の方法が法令・定款に違反し、または著しく不公正なとき
 - ② 総会の議決の内容が定款に違反するとき
 - ③ 総会の議決について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がされたとき

株式会社は社外取締役の強化などで多様にコーポレートガバナンスを強化している一方、組合はこのような制度はないものの認可団体であることから、組合が法令等に違反する疑いがある場合、組合員による認可行政庁への検査請求（中協法第105条）、行政庁による組合からの報告の徴収（同第105条の3）、行政庁による組合の業務及び会計状況の検査（同第105条の4）、行政庁による組合の法令等の違反に対する処分（同第106条）があり、これが株式会社にはない組合特有のガバナンスであると言えます。

中小企業組合を実質的に支配している者とは、「役員」や「代表理事」と推量されますが、本件のような、独断、暴走といった事態に至らないよう、組合員が常に事業活動に関心を持つことが肝要です。

【出典】 組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和6年2月期

情報連絡員50名 回答数50名
(一部抜粋)

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は3から9に増加。「減少した」業種は9のまま変化なし。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は5のまま変化なし。「減少した」業種は13から11に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は2のまま変化なし。「悪化した」業種は7から5に減少。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は7のまま変化なし。「減少した」業種は5から6に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は10から7に減少。「減少した」業種は7から9に増加。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は7から4に減少。「悪化した」業種は8から9に増加。

製造業

■ 水産食料品製造 **【南房総市】**

原材料費が高くなり、厳しい経営状況である。組合の財務状況はコロナ後、回復しつつあるが、依然厳しい状況である。

■ パン・菓子製造 **【県内全域】**

売上はコロナ前に戻りつつある。卒業や卒園等のお祝いの依頼が多くなった。包材、原材料等は高騰しているが、売れ行きは向上きである。

■ 酒類製造 **【県内全域】**

前月比の売上は、季節要因(年末年始)の関係でほぼ半減。1月単月では前年比の売上は11%増加。(1月分) 4月にJ R東日本主催のB o s oバルトレイン(北総)を計画中。

■ 繊維製品 **【県内全域】**

年度末が近づいていることもあり、受注は増加している。

■ 木材・木製品製造 **【県内全域】**

一般材は取扱量が少なく、価格も低めだったが、チップ材については出材量が多い状況。

■ 印刷 **【県内全域】**

先月と同様前年よりも売上が少なくなっている。

電気鍍金

【県内全域】

一部を除いて、全体的に悪い景況が続いている。

■ 鉄工 **【千葉市】**

一部業種を除いて全体的に景況は悪化している。中国の景気減速に伴う在庫調整などにより受注が減少している。

■ 機械部品製造 **【野田市】**

前月比は、売上、利益ともに増加となったが、前年同月比は、売上増・利益はほぼ横ばいとなった。値上げによる売上増となっているが、利益は原価増で増えていない。

■ 機械部品製造 **【流山市】**

業種により受注が減少しているため、景況は不透明である。業況以外の理由により、受注が減少している業種もある。

■ 機械部品製造 **【柏市】**

受注減の要素が多い(大手自動車メーカーによる不正認証)。自動車の軽量化が推進されている。

■ 金属製品製造 **【船橋市】**

客先の調達に支障が出たこと等により、一時的に減産となっている。

■ 土砂採取 **【県内全域】**

木更津、君津、富津地区については、生コンの東京地区への出荷

が少し増加してきている。

現時点では、骨材供給には大きな支障は出ていないものの、2024年問題を控え、流通への影響が懸念される。また、海上輸送業者の確保が難しくなっている。

非製造業

【総合卸売】〔千葉県・東京都〕

仕入価格や物流費の上昇を販売価格に転嫁できない状況が続く、採算は悪化している。飲食業向けの売上は回復してきている。また、社会的な賃上げの動きにも対応出来ていないため、事業運営に必要な人員確保が困難になってきている。

【医薬品卸】

〔県内全域〕

売上高は前年同月比増で終了した。主な要因として、アレルギー治療薬、新型コロナウイルス治療薬、インフルエンザ治療薬の販売が増加した。実働日数比で、プラス1日であったことも要因となった。

【リサイクル卸】

〔県内全域〕

取扱量の減少、雇用の確保が喫緊の課題。従業員の減少による組合員企業の脱退が増加すると思われる。

【青果卸売】

〔千葉市〕

気温変動が大きくな月であり、青

果物の相場も依然として、単価安の状態が続いており、売上高が低迷している。この先も暫く今の状態が続くそうで厳しい。

【食肉卸】

〔成田市他〕

堅調な売上高を確保していることから仕入頭数の増強を強化。その結果、月末時点での在庫はやや過大であるものの、1週間以内ですべて払い出しができる物量となっている。

大手スーパーだけでなく、大手コンビニエンスストアとも取引開始。販路拡大により更なる売上増が見込まれる。

【乾物卸売】

〔県内全域〕

相変わらず、消費が伸びていないのが現状である。今漁期も数量が少ないことと相場が高く、各社思ったような新海苔の手当ができていない。海苔は、相当高価なものになってしまいそうである。例年なら、海苔の相場が下がってくる時期であるが、一向に下がらない現状である。

【小売】

〔柏市〕

1月ほどではないが、個人消費は悪くない。今後は、今春の実質賃金次第になると思われる。年末のキャンペーン（スクラッ

チロード）について換金が終了。例年ほど伸びていない。

【電器機器小売】

〔県内全域〕

買換え需要は2月に入ってもまだある。このまま続くと良いのであるが。

【青果小売】

〔千葉市〕

相場は安定していたが、主力商品のいちご・みかんの入荷が少なく、高値のため、動きが悪かった。

【中古車仕入・販売】

〔県内全域〕

2月に入り、中古自動車の出品台数が減少傾向。従来なら3月に向けて徐々に市場に下取り車が出回り流通量が増加するところであるが、今年は、在庫が減少し、優良車両に応札が集中しているため、価格も上昇しはじめる車種が出てきている。新車販売の低調が、影響している感がある。

【小売】

〔東金市〕

コロナの影響はまだ完全には戻っていない。飲食、食品は少しずつ動き始めた。衣料はまだまだの状態。少しずつ若干上昇傾向にある。

資金繰りに苦慮している組合員が多い。

【商店街】

〔千葉市〕

開業61周年を迎え3月15日か

ら、物販店でのガラポン抽選会、飲食店でのスクラッチカード抽選をメインにした「スプリング・バーズデーフェア」を開催する。

【建設揚重】

〔県内全域〕

取扱業種により差が出ている。燃料や資材の高騰により、業況が悪化。

【ソフトウエア】

〔県内全域〕

日経平均が4万円を超えたことに伴い、大手企業からのIT投資が増加することに期待している。また、生成AIの進展は、今後、営業活動の進化につながるものと考えている。

【建設】

〔市川市〕

組合員企業において、市発注のデザインビルド方式による下水道整備の受注について検討中。

【輸出入】

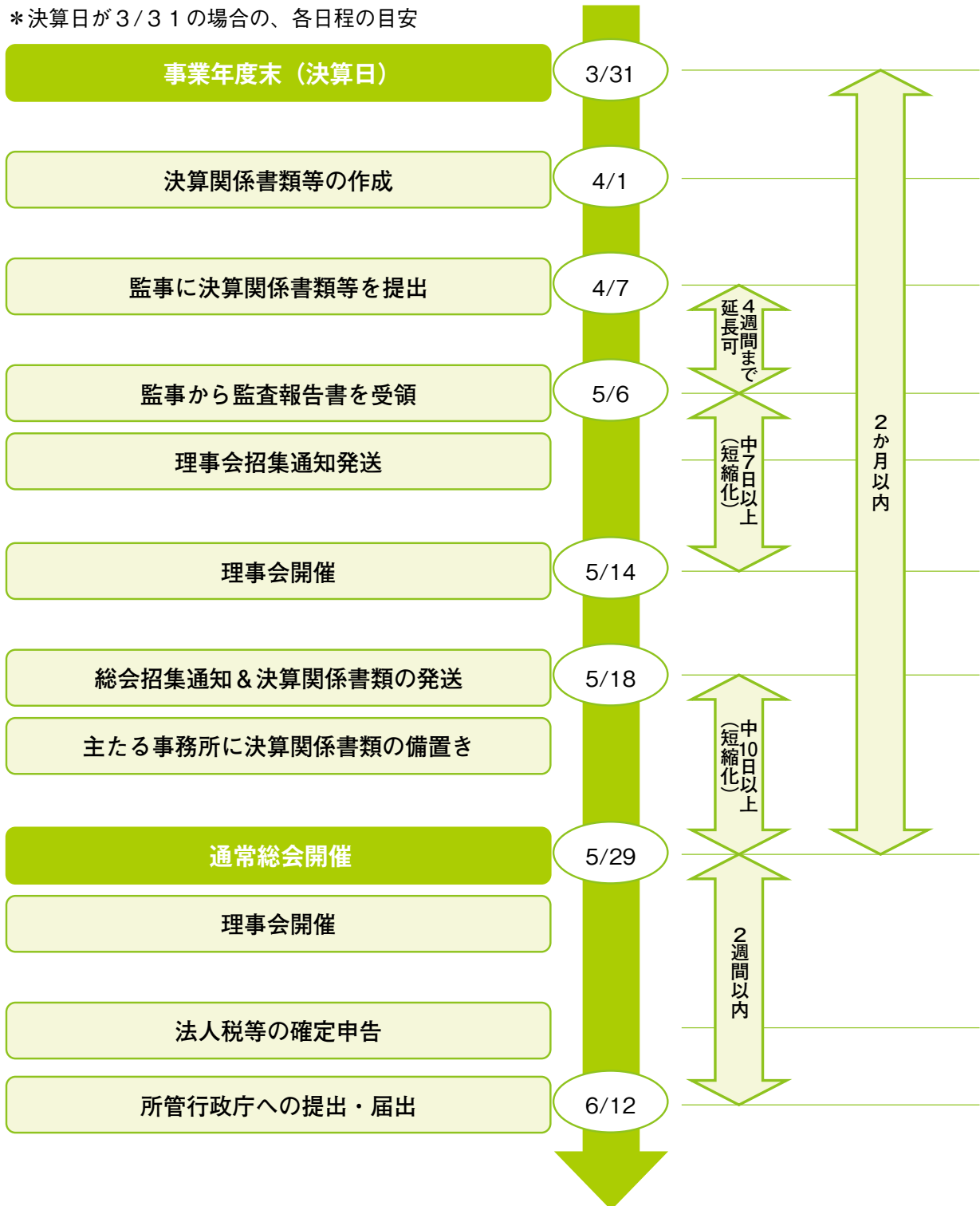
〔県内全域〕

空港内では、2月に入り前月に比べて外国人インバウンド客数が若干増加してきた。相変わらず、日本人の海外出国者は、客数の減少傾向が続く、購買力においては円安の影響が、弱さを感じる。ゆえに2月10日からの旧正月の中国人客の売上を期待していたが、一時騒がれているほどの活況は見られず通常より少し、多いほどである。

●通常総会までの手順について

事業年度終了後における組合の事務手続きは決算関係書類の作成に始まり、所管行政庁への書類提出や
 税務申告までになります。以下をご参考に事務手続きを行ってください。

*決算日が3/31の場合の、各日程の目安



●手続き上のポイントについて

想定日	手続き項目	主なポイント（根拠法規）
3/31	年度末締切（試算表の作成、棚卸表の作成、総勘定元帳の締切等）	正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続等を行う。
4/1	組合員名簿の作成	組合員の移動状況を整理する。（中協法第10条の2①）
4/1	決算関係書類等の作成（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）	通常総会開催日の大体的見通しをたて、事業報告書及び決算関係書類を作成する。（中協法第40条②）
4/7	理事から監事へ決算関係書類等を提出	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。（中協法第40条⑤）
4/28	出資総口数及び払込済出資総額変更登記	期中に変更が生じた場合、決算日（年度末）より4週間以内（4月28日まで）に行う。なお、変更があった都度登記（2週間以内）しても可。（中協法第85条①②）
5/6	監事から理事へ監査報告書を提出	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているか、といった点に留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
5/6	理事会招集通知の発送	理事会開催日から、1週間前（定款で短縮可）までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。（中協法第36条の6⑥）
5/14	理事会開催	監事からの監査報告書の受領後、事業報告書、決算関係書類、事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。（中協法第40条⑥、第49条②）
5/14	決算関係書類等を事務所に備置	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え付ける。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。（中協法第40条⑩⑪）
5/18	通常総会招集通知の発送	通常総会開催日から、中10日（定款で短縮可）以上あけて到達するよう発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。（中協法第40条⑦、第49条①）
5/29	通常総会開催（5/29）（決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等）	事業年度終了後2か月以内（定款で3か月に延長可）に開催する。通常総会では、決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。（中協法第51条）
5/29	理事会開催	通常総会で役員改選を行った場合、役員理事（理事長、副理事長、専務理事等）は理事会で選任する。（中協法第36条の8）
5/30	総会終了後の事務処理（議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当）	速やかに処理を行う。
5/31	法人税、法人県民税・法人市町村民税、事業税、消費税等の確定申告及び納税	事業年度終了後2か月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。（申告期限の1か月延長の特例を受けることも可能（消費税は延長の措置が認められていない））
6/12	代表理事変更登記	代表理事就任後、2週間以内に行う。（中協法第85条①）
6/12	行政庁への決算関係書類提出	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。（中協法第105条の2①）
6/12	行政庁への役員変更届	役員の氏名又は住所に変更があった時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。（中協法第35条の2）
6/12	定款変更認可申請	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払戻し」「役員の定数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する（事前に本会担当者にご相談下さい）。
	行政庁より定款変更認可書到達	定款変更した事項が、登記事項（名称・地区・事務所所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法）である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
	変更登記	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生の日（定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更認可書が到達した日）から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない（出資の総口数及び払込済出資総額の変更を除く）。（中協法第85条①）

パート・アルバイトの方向け 社会保険加入のメリット



予測できないリスクに備える「一生涯」の保険！

何歳まで生きる？ 病気・けが等で 家計の支え手が
将来の物価は？ 障害状態となったら？ 亡くなったら？

老齢年金

65歳から生涯にわたって支給を受けることができます。

障害年金

病気やけがによって障害状態と認定されたときに支給されます。

遺族年金

被保険者が亡くなられたときに残された遺族に対し支給されます。

例えば、
今65歳の方は
何歳まで生きる？

	70歳	80歳	90歳	100歳
女性	98%	88%	62%	16%
男性	94%	74%	37%	4%

※2020年に65歳の場合の試算

自分の余命までは
分からない…



厚生年金に加入することで、将来受け取る年金が増加

老齢基礎年金 月額約66,250円（年額795,000円）

※40年加入した場合の金額（令和5年度）

増額の目安（老齢厚生年金・月額）



年間給与	加入期間	5年	10年	20年	30年
120万円		+2,400円	+4,900円	+9,900円	+14,900円
150万円		+3,200円	+6,400円	+12,800円	+19,300円



健康保険に加入することで、休業中の保障も手厚く

傷病手当金

病休期間中、給与の2/3相当の支給を受けることができます。

出産手当金

産休期間中、給与の2/3相当の支給を受けることができます。

※ その他、失業給付、育児休業給付等を受けられるようになります！
（週労働時間が20時間以上の場合、雇用保険にも加入するため）

その他、社会保険に関する特設サイト（厚生労働省HP）はこちら



千葉県中小企業団体事務局責任者協会 第17回通常総会開催

千葉県中小企業団体事務局責任者協会（渡辺勉会長▽千葉鉄工業団地協同組合専務理事）は2月27日、千葉市内において第17回通常総会を開催した。



渡辺会長の開会挨拶

議事は、①令和5年度事業報告及び決算報告承認の件、②令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件、③令和6年度会費の額及び徴収方法決定の件、④任期満了に伴う役員改選について、①～③について、原案どおり承認・可決され、④は指名推選の方法により、役員改選が行われ、会長は渡辺勉氏（千葉鉄工業団地協同組合専務理事）、副会長は家村吉隆氏（協同組合東金ショッピングセンター専務理事）、長橋敏男氏（流山工業団地協同組合専務理事）が選出された。

総会終了後、情報提供として、中小企業庁事業環境部取引課の担当者より、「フリーランス保護法について」説明が行われた。その後、組合運営・企業経営研究会開催し、MORÉ経営コンサルティング株式会社代表取締役日野眞明氏より、「人と人を繋ぐ組合事務局だからこそ必要な『ロジカルシンキング』」と題した講習会を開催した。



日野講師による講義

講習会開催後、全体交流会を開催し、各会員組合の事務局の方々がお互いに交流を深めた。



今関専務理事による挨拶

令和5年度 第2回官公需普及促進懇談会 開催

本会は3月21日、千葉市内において、令和5年度第2回官公需普及促進懇談会を開催した。

本懇談会は、中小企業が直面している官公需受注に係る問題点等検討し、官公需受注機会を増大を図るために年2回開催し、今回は、第2回目の開催となる。

開会挨拶の後、①「国における官公需施策」を関東経済産業局適正取引推進課下請調査第一係長金野諒氏より、②「千葉県の官公需施策及び第5次ちば中小企業元気戦略の概要について」を千葉県商工労働経済政策課政策室の担当者より、講演が行われた。

「能登半島地震義援金」にご協力、ありがとうございました

このたびの能登半島地震義援金につきましましては、ご賛同・ご協力頂き、誠にありがとうございました。皆様からお寄せいただきました本義援金は、136組合から5百56万円、これに本会分50万円と本会役員分2万円を加え、合計6百8万円を全国中小企業団

体中央会を通じて被災地の石川県中小企業団体中央会に寄付をいたしました。

このたびのご厚情に対し、心から深謝申し上げます。

正副会長会議・理事会開催

本会は3月15日、千葉市内において令和5年度第4回正副会長会議、令和5年度第3回理事会を開催した。正副会長会議の議題は、この後に開催される理事会の付議事項が上程された。

続いて、理事会が開催され、①令和5年度事業進捗状況並びに収支状況について、②令和6年度事業計画（案）、収支予算（案）並びに会費の賦課徴収方法（案）について、議題が上程され、満場一致をもって可決承認された。



飯塚会長の挨拶

令和6年度中央会の事務局体制

令和6年4月1日現在の本会の事務局体制についてお知らせいたします。

▼印は異動・昇格のあった者。

▼専務理事 今関光俊

▼常務理事 松宗 宏

▼事務局次長 齊藤 清

▼事務局次長 椎名勝也

▼事務局次長 橋本健一

▼設立支援部 事務局次長兼部長 橋本健一 副部長 池澤由寿

▼主任指導員 齋藤昇 主事 富田遼太郎 主事 高橋伶哉

▼商業連携支援部 副部長 菅井啓勝 主任指導員 海老根博 主事 後藤直樹 主事 角田眞之助

▼工業連携支援部 副部長 部長 心得 山内昭紀 副部長 堀江勇介 上席指導員 東克典 主任指導員 渡邊幸恵 主事 井上亮太 主事 鈴木貴絵 主事 中澤健仁

▼経営支援部 部長 福永正昭 主任指導員 秋田識人 主事 野ヶ峯元起 主事 高橋昂二朗 主事 鈴木みなみ

▼総務部 部長 田川幸宗 主事 幹 永田芳子 主事 中村文彦 主事 秋田実里 主事 吉原律子

異動内容の詳細は次のとおり。

() 内は旧所属及び旧職名。

■人事異動 [2月1日付]

▼商業連携支援部 商業連携支援部主任指導員 海老根博 (経営支援部主任指導員)

▼工業連携支援部 工業連携支援部主任指導員 渡邊幸恵 (経営支援部主任指導員)

▼経営支援部 経営支援部主任指導員 野ヶ峯元起 (工業連携支援部主任指導員)

▼定期異動 [4月1日付]

▼設立支援部 設立支援部主任指導員 齋藤昇 (工業連携支援部主任指導員)

▼商業連携支援部 商業連携支援部副部長 菅井啓勝 (商業連携支援部主任指導員)

▼経営支援部 経営支援部主任指導員 秋田識人 (総務部主任指導員)

▼総務部 総務部主任指導員 中村文彦 (設立支援部主任指導員)

■新規採用 [2月1日付] 工業連携支援部主任指導員 鈴木貴絵、経営支援部主任指導員 鈴木みなみ

[4月1日付] 設立支援部主任指導員 高橋伶哉、工業連携支援部主任指導員 中澤健仁、商業連携支援部主任指導員 角田眞之助

■再雇用者 [4月1日付] 事務局長 齊藤清

■退職者 [2月29日付] 商業連携支援部主任 原田麻衣

[3月31日付] 経営支援部主任指導員 稲葉勝哉、設立支援部主任指導員 錦織義雄

中小企業組合検定試験

祝 合格おめでとうございます!!

令和5年度

去る令和5年12月3日(日)に実施された令和5年度中小企業組合検定試験の合格者がこのほど発表になり、千葉県受験者15名のうち下記の7名の方(敬称略・順不同)が見事合格されました。おめでとうございます!!

山本 俊嗣	福朋国際協同組合	井上 亮太	千葉県中小企業団体中央会
赤羽 志保	千葉県火災共済協同組合	高橋昂二朗	千葉県中小企業団体中央会
小野山俊幸	株式会社商工組合中央金庫	後藤 直樹	千葉県中小企業団体中央会
並木 馨	千葉開発事業協同組合		

中小企業組合士が誕生するまで

